

大分県報

令和五年
第四〇二号
四月二十一日

（金曜日）

目次

告示

瀬戸内海環境保全特別措置法による特定施設の設置許可申請……………一
林業種苗法による生産事業者の登録証の記載事項の変更……………三
道路区域の変更（二件）……………四
県営住宅等の家賃及び割増賃料並びに駐車場使用料の収納事務の委託……………四

〇告 示

大分県告示第二百五号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和四十八年法律第百十号）第五条第一項の規定により、次のとおり特定施設の設置の許可申請があった。

なお、次のとおり当該特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づき事前評価に関する事項を記載した書面を縦覧に供する。

令和五年四月二十一日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 申請の概要

1 申請者の住所及び名称並びにその代表者の氏名

別府市大字鶴見六百四十一番地

有限会社日進サービス

代表取締役 中 尾 雄 一

2 特定事業場の所在地及び名称

別府市北中二百四十一

（仮称）ホテルつるみ

3 設置される特定施設の種類の

水質汚濁防止法施行令（昭和四十六年政令第百八十八号）別表第一第六十六号の三
イ ちゅう房施設及びハ 入浴施設

ちゅう房施設

三〇〇調理食／日

種	ちゅう房施設
能	三〇〇調理食／日
力	
類	

種	ちゅう房施設
能	三〇〇調理食／日
力	
類	

種	ちゅう房施設
能	三〇〇調理食／日
力	
類	

種	ちゅう房施設
能	三〇〇調理食／日
力	
類	

種	ちゅう房施設
能	三〇〇調理食／日
力	
類	

種	ちゅう房施設
能	三〇〇調理食／日
力	
類	

種	ちゅう房施設
能	三〇〇調理食／日
力	
類	

種	ちゅう房施設
能	三〇〇調理食／日
力	
類	

種	ちゅう房施設
能	三〇〇調理食／日
力	
類	

種	ちゅう房施設
能	三〇〇調理食／日
力	
類	

種	ちゅう房施設
能	三〇〇調理食／日
力	
類	

種	ちゅう房施設
能	三〇〇調理食／日
力	
類	

種	ちゅう房施設
能	三〇〇調理食／日
力	
類	

種	ちゅう房施設
能	三〇〇調理食／日
力	
類	

種	ちゅう房施設
能	三〇〇調理食／日
力	
類	

種	ちゅう房施設
能	三〇〇調理食／日
力	
類	

種	ちゅう房施設
能	三〇〇調理食／日
力	
類	

種	ちゅう房施設
能	三〇〇調理食／日
力	
類	

種	ちゅう房施設
能	三〇〇調理食／日
力	
類	

種	ちゅう房施設
能	三〇〇調理食／日
力	
類	

種	ちゅう房施設
能	三〇〇調理食／日
力	
類	

種 類	能 力	工事着手予定年月日	工事完成予定年月日	使用開始予定年月日	使用時間間隔	汚水等の状態の値						汚水等の一日当たりの量	使用の季節的変動	一日当たりの使用時間	使用時間間隔
						項目	単位	通常値	最大値	項目	単位				
入浴施設	①	許可後	許可後	許可後	連続	なし	二四時間	項目	水素イオン濃度	mg/L	五・八〇	最大値	五・八〇	連続	二四時間
	②								浮遊物質	mg/L	三・〇	最大値	三・〇		
入浴施設	①	許可後	許可後	許可後	連続	なし	二四時間	項目	水素イオン濃度	mg/L	五・八〇	最大値	五・八〇	連続	二四時間
	②								化学的酸素要求量	mg/L	二・五	最大値	二・五		
入浴施設	①	許可後	許可後	許可後	連続	なし	二四時間	項目	水素イオン濃度	mg/L	五・八〇	最大値	五・八〇	連続	二四時間
	②								化学的酸素要求量	mg/L	二・五	最大値	二・五		

令和五年四月二十一日

大分県報(告示)

二

汚水等の一日当たりの量	汚水等の状態の値				項目	単位	m ³ /日	単位	使用の季節的変動	一日当たりの使用時間	使用時間間隔	使用開始予定年月日	使用完了予定年月日	工事着手予定年月日	工事完成予定年月日	主要寸法	構造	能力	処理方式	種類	4 汚水等の処理の方法	
	窒素含有量	りん含有量	mg/L	mg/L																		
通常の値	五・八〇	五・八〇	五・八〇	五・八〇	処理前	通常の値	五・八〇	処理前	なし	二四時間	連続	許可後	許可後	許可後	流量調整槽・汚泥濃縮貯留槽 直径二・五m×長さ七・五八m 担体流動槽・生物ろ過槽・消毒槽・放流ポンプ槽 直径二・五m×長さ八・四九m 一基	FRP製	三四〇人槽	流量調整・担体流動・生物ろ過式	合併処理浄化槽	五	一五	
最大の値	六八・〇	六八・〇	六八・〇	六八・〇	処理後	最大の値	六八・〇	処理後													二〇	
最大の値	六八・〇	六八・〇	六八・〇	六八・〇	処理前	最大の値	六八・〇	処理前													一〇	
最大の値	六八・〇	六八・〇	六八・〇	六八・〇	処理後	最大の値	六八・〇	処理後													二〇	
排出水の量及び汚染状態の値	排出水の量及び汚染状態の値				項目	単位	m ³ /日	単位	一日当たりの排出水量		No. 1		No. 1		No. 1		No. 1		No. 1		No. 1	
通常の値	三、〇〇〇以下	二・七	八・七	一六・七	浮遊物質	mg/L	二二・六	化学的酸素要求量	mg/L	一一・六	生物化学的酸素要求量	mg/L	五・八〇	水素イオン濃度	mg/L	八・五	通常の値	三、〇〇〇以下	五	三〇	一〇〇	一五
最大の値	三、〇〇〇以下	二・七	八・七	一六・七	浮遊物質	mg/L	二二・六	化学的酸素要求量	mg/L	一一・六	生物化学的酸素要求量	mg/L	五・八〇	水素イオン濃度	mg/L	八・五	最大の値	三、〇〇〇以下	五	三〇	一〇〇	一五
最大の値	三、〇〇〇以下	二・七	八・七	一六・七	浮遊物質	mg/L	二二・六	化学的酸素要求量	mg/L	一一・六	生物化学的酸素要求量	mg/L	五・八〇	水素イオン濃度	mg/L	八・五	最大の値	三、〇〇〇以下	五	三〇	一〇〇	一五
最大の値	三、〇〇〇以下	二・七	八・七	一六・七	浮遊物質	mg/L	二二・六	化学的酸素要求量	mg/L	一一・六	生物化学的酸素要求量	mg/L	五・八〇	水素イオン濃度	mg/L	八・五	最大の値	三、〇〇〇以下	五	三〇	一〇〇	一五

令和五年四月二十一日

大分県報(告示)

三

二 事前評価に関する書面の縦覧期間及び縦覧場所

1 縦覧期間
令和五年四月二十一日から同年五月十二日まで

2 縦覧場所
大分県生活環境部環境保全課及び別府市役所

大分県告示第二百六号
林業種苗法(昭和四十五年法律第八十九号)第十三条第一項の規定により、次のとおり登録証の記載事項の変更の届出があった。
令和五年四月二十一日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

変更の内容

変更があった事項

変更前

変更後

登録番号

東部第十九号

生産事業者の住所
別府市駅前本町一―四
PLAZA一番街

別府市秋葉町四番
二二号秋葉リッツ
ハイツ二〇一号

大分県告示第二百七号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、令和五年四月二十一日から二週間大分県土木建築部道路保全課に備え置いて一般の縦覧に供する。

令和五年四月二十一日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

道路の種類及び路線名

区 間

区域変更
前後別

敷地の幅員

延 長

一般国道四四二号

大分市大字下原字岩下一五七八番から
大分市大字下原字岩下一六三二番一
まで
大分市大字下原字岩下一五七八番から
大分市大字下原字岩下一五七四番まで

前 後

メートル
四九・八
三六・四

メートル
五一・五
四五・六

大分県告示第二百八号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、令和五年四月二十一日から二週間大分県土木建築部道路保全課に備え置いて一般の縦覧に供する。

令和五年四月二十一日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

道路の種類及び路線名

区 間

区域変更
後 前 別

敷地の幅員

延 長

備考

一般国道二二二号
日田市大山町西大山字岩ノ下四二三二番八から
日田市大山町西大山字イカタバ六〇五九番一四まで

後 B

九五・〇
九・五

二、六〇一・〇

分をいう。

大分県告示第二百九号

地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第一百五十八条第一項の規定により、次のとおり県営住宅及び特定公共賃貸住宅の家賃及び割増賃料並びに駐車場使用料の収納事務を委託した。

令和五年四月二十一日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

- 一 受託者の住所及び名称
大分市城崎町二丁目三番三十二号
大分県住宅供給公社
理事長 山本 修司
- 二 委託期間
令和五年四月一日から令和六年三月三十一日まで